

得法の一考察

周 柔 含

1. 問題の所在 心不相応行法の得 (prāpti) は有情と法との帰属・離繋関係を成立させる働きをもち、有情に法が成就していることを証明する法体である。この法体を通して有情は自らに所属する法に連繋するから「得の縄」と言われ、また、それは有情が聖者であるか異生であるかを識別する重要な標記となる。

有部 (Sarvāstivādin) は心不相応行が実有であると主張し、譬喩者 (Dārṣṭāntika) 及び経部 (Sautrāntika) の批判を浴びた (T27, 198a15–17)。初期仏教において得法概念があるのであろうか。もしあるとするならば、それは阿毘達磨時代の得法の用法と同じであらうか。なぜ有部は得法を成立させなければならないのであろうか。批判を浴びた有部は如何に得法の実有性と必要性を証明したのであろうか。

得法的作用について、毘婆沙師は建立因 (vyavasthāhetu) 説を提示し、悟入 (*Skandhila) は称説因説を主張し、衆賢 (Saṃghabhadra) は不失法因 (dharmāvipraṇāśakāraṇa)・智慼𑖦 (jñānaciḥna) との二作用説を提出している。伝統有部はすでに建立因説を立てているのに、なぜ衆賢はまた二作用説を提出するのであろうか。本稿では論師間の得法の実有性への批評・論証を通して、有部が如何に得法の実有性を証明し、得法の実有性を主張したのかという由来を検証しようとするものである。

2. 得と非得 『舍利弗阿毘曇論』における心不相応行法の八法には「得果」は立てられるが、得法は説かれていない。得果とは獲得している聖果を失わない心不相応行法である。初期仏教には得法は成立していないが、福田琢氏の研究 (『初期經典に見られる“得”の用例』『印仏研』40-1, 1991・12) によれば初期仏典における得 (prāp) の用法は広く修行聖果の獲得及び修行の最終目標 (涅槃) の達成に使われているという。得法の成立は修道論と密接な関わりがあることが分かる。

得法は最初に『法蘊足論』・『品類足論』の心不相応行の十六法に現れている。『阿毘曇甘露味論』になって、その十六法に『発智論』の心不相応行の「異生性」 (prthagjanatva; 凡夫性) を加え十七法となる。『阿毘曇心論』以降には「依得・事得・処得」の三法を得法に収め十四法となる。そして『俱舍論』に至って世親は

元の凡夫性(異生性)を捨て、「非得」を立て、現在通説の十四法となっている。

一方、初期論書(T26, 392c22-393a5; 464c20-26)には聖果の獲得の他に断惑によって涅槃——「択滅」(pratisamkhyā-nirodha)——の獲得が見られる。従って得法の用法は修道論・断惑論に深く関連性があることが分かる。つまり得法の用法は聖道の「得果」から煩惱の消滅状態(択滅)に拡大解釈されたことが了解される。

2.1. 「得」 得には二種類があり、〔一つは〕未だ得ていないものを〔初めて獲得すること、或は〕既に失ったものを〔再び〕獲得することであり、〔もう一つは〕既に獲得したものの成就である(AKBh, 62₁₆)。前者は獲(lābha)といい、後者は成就(samanvāgama)という。

では、得・獲・成就とは、同義或いは異義であろうか。称友(Yaśomitra)は、「得(prāpti)は総名であり、獲(lābha)と成就(samanvaya)は別名である。獲(lābha)と獲得(pratilambha)とは同義であるのと言う時に成就(samanvaya)及び同随(samanvāgama)とは異なるのではない」と説いている(AKVy, 143₁₀₋₁₁)。

これら(得・獲・成就)は同義異語といえども〔獲・成就〕をもって〔得〕を定義するのは適切ではない。Abhidharmadīpa(86₉)には、得とは成就であり、獲であり、〔有情が〕法を有することを建立するものである、と説かれる。簡単に言えば、得の概念において、得はすなわち成就・獲であり、得の条件においては、得とは有情が法を成就していることを証明する法体である。つまり、心不相応行の得法は、一般の獲得の概念と違い、特殊な意味も持ち、有情への法の帰属関係を建立する法体である。

要するに、初期部派の得法は聖道の獲得・断惑の証滅(択滅)に使われ、後期に至って有情自身と相続する法(有漏・無漏等)との関わりに拡大し、有情自身に関わる法は得という法体がなければならないと分かる(T26, 1008a9-b12)。

2.2. 「非得」 得には二種類がある。同様に非得にも二種類がある。一つは獲得していないものであり、もう一つは獲得したが既に失ったものである。『俱舍論』には「云何異生性？ 謂不獲聖法。不獲〔聖法〕，即是非得異名」(T29, 23b18-19)とある。換言すれば、聖道の非得すなわち異生性である。要するに聖道の非得の前提において、非得は異生性の異名である。これが、世親が元の凡夫性(異生性)を捨て、非得を建てた理由であろう。なぜならば、聖道の非得の意義において異生性を説明することができ、別に異生性を立てる必要がないからである。

得・非得は文字の意味から対立した概念である。しかし、以上の検討を通して、得・非得はそれぞれ特別な意義をもっている。得法は有情への法の帰属関係

を建立する法体であり、非得は聖道の非得という前提において、異生性の異名である。特に、非得の用法は聖道の非得のみに限定されている。

3. 「得」の実有性 毘婆沙師は聖教量を引用し得法の実有性を証明している (AKBh, 63₃₋₅)。例えば契経に説かれたように無学聖者は十無学法の生起によって十無学法を獲得し、相続にその法を具有することによって五上分結を断じ〔無学〕聖者となる。つまり、生起・獲得・成就を通して得法の実有性が理解される。

譬喩者にとって、毘婆沙師の説明はただ実質のないような空論の概念であり、名称上の方便の施設 (prajñapti) にすぎず、真実法ではないのである。喩えば、五指を握って拳と称し、手を開いて、非拳と言うようなものである (T27, 479a21-24)。

また、もし有部の「相続に法を有する」という説に従い、成就の実有性を主張するならば、大過失があると世親は指摘している。例えば、転輪聖王が七宝を有している場合、有情法を成就し、非有情法 (例: 輪宝) をも成就し、更に他身の相続する法 (例: 女宝) をも成就してしまい、過ちを犯すことになるからであるという (AKBh, 63₅₋₇)。なぜならば、得法は有情法及び二滅 (択滅無為・非択滅無為) を成就し、非有情法を成就しないし、自身の相続する法を成就し、他身の相続する法を成就しないからである (AKBh, 62₁₇₋₂₂)。

さて、世親の非難について、その批判は成り立たないと衆賢は回答している。なぜならば、輪王が七宝を成就しているというのは、七宝を支配しているという意味である。それは輪王が七宝に対する自在力であり、増上果である。宝が現前に現れる際に成就するというから、上述の過失はないのである (T29, 397a16-20)。

世親は問難を続け、それなら如何に得法の実有性を確かめるのであろう。衆賢は契経を挙げ、「契経には、補特伽羅の悪法が現前する際に、善法は断じられたのではなく、ただ隠没したのである」 (T27, 79b21-24)、また「補特伽羅は善法及び不善法を成就していることを知るべきである」と説いている (T29, 397a12-15)。もし得法が実在するものでないならば、如何に上記の契経を説明するのであろうか。つまり、有部は教証を通し、得法の実有性を主張している。

4. 依「用」証「体」 毘婆沙師は教証によって得法の実有性を証明したにもかかわらず、それは不合理である、と世親から非難を浴びた。

〔もし得が実有であるとすれば〕次のような不合理がある。この (得) の自性は色・声等のように、或いは貪・瞋のように知られないから、又〔得の〕作用も眼〔根〕・耳〔根〕のように〔知られないから〕、それ故〔得が色法・心所のように個別の〕実体としている法であることは不可能なので、〔得が実有であることは〕理に合わない。 (AKBh, 63₈₋₁₀)

つまり、得は直接知覚 (pratyakṣa) 或いは推理 (anumāna) の認識手段を通して把握されないから、実有性を証明することはできないのである。それゆえ、もし得が色法・心所等のように実有であると主張するならば、不合理となるのである。では、有部は如何に得法の実有性を証明するのであろうか。

4.1. 毘婆沙師の建立因説 三世実有の論証において毘婆沙師は世友の「位有異」説を認許し、三世の位の違いは法体の作用が相違するからであるとする。それ故、得の実有性をも作用を通して証明させることが出来るのである。得の作用は聖者・異生の差別を建立する建立因であると毘婆沙師は主張している。現実の状況から言えば、もし得がなければ異生・聖者が有漏心を起こした場合、誰が聖者であり誰が異生であるのか、その差別を立てることができなくなるので修道の混乱を造成してしまうのではないかと有部は強く主張している (T27, 479b20-24)。

有部の回答について、世親は、煩惱の断滅の有無によって〔聖者と異生は〕区別される、と言いつた (AKBh, 63₁₆₋₁₇)。しかしながら、有部の断惑理論によれば、まず煩惱を縛る得法を断じ、そして離繫得 (visaṃyogaprāpti) を獲得するという順序がある (T27, 796c28-797a1; 拙稿「説一切有部の断惑理論」2009年)。言い換えれば、断惑に基づいて聖者・異生の差別を立てると雖も、得がなければならぬのである。もし得が実有ではないと主張するならば、如何に煩惱の得の有無によって異生・聖者を判別するのであろうか。したがって、得がある故に、初めてそれ (断惑の有無) が成り立つのである (AKBh, 63₁₇₋₁₈)。

4.2. 悟入の称説因説 衆賢の師悟入の『入阿毘達磨論』には次のように説かれている。「補特伽羅が善・悪・無記法を有すると称説する因は得であり、獲・成就とも言われる。得とは補特伽羅が法を有することを証明する法体である」 (T28, 986a29-b2)。悟入は果によって因を推理し得の実有性を説明したのである。

4.3. 衆賢の不失法因・智標幟説 得の実有性を明らかにするために、衆賢は二作用説を提出した。得が実有であることは理に合わないことはない。なぜならば、得は実有であるとする理由があるからである。一、得は獲得した法を失わせない原因であり、すなわち不失法因である。たとえ聖者が有漏心を起こしても、聖法は存続しつつあり、失われたわけではないから、彼は聖者であり、異生ではないのである。二、得は「彼 (能得法) に此 (所得法) が所属している」という知の標幟、すなわち智標幟である。例えば、有情に聖道が所属しているというように、人はその有情に対して、「彼は〔部分の〕煩惱を断じ、聖者であり、異生ではない」との知が生ずるのである (T29, 397b3-5; 123a2-124b3)。

加藤宏道氏（「得・非得の定義」『印仏研』32-2, 1984・3）は、衆賢は認識と存在の作用を通して、得の実有性を証明したのである、と述べている。

5. 「得」の作用説 得の作用について、加藤宏道氏は次のような意見を述べている。(1)『入阿毘達磨論』の称説因は『順正理論』の智標幟に相当する、(2)断惑の立場において、智標幟説を立てるだけで建立因説を包含したのである、(3)得の作用において、智標幟説はすでに得の作用性を説明し、別に建立因説を説くのは修道論のためである、と加藤氏は指摘している。

もし智標幟だけで得の作用を十分に説明することができるならば、なぜ衆賢は不失法因を挙げるのであろうか。また、建立因説は本来伝統有部の主張であるので、建立因説を別説と見なすべきではない。問題は、伝統有部が既に建立因説を立てているのに、なぜ衆賢がまた二作用説を挙げたのであろうか。

5.1. 恒に有情法と俱生する 毘婆沙師の得の建立因説は世親によって批判された。もし得がなければ何によって聖者・異生の差別は立てられるのであろうか。

所依 (āśraya) が違うから、それ（煩惱の已断・未断の差別）が成り立つのである。なぜならば、聖者たちは見〔道〕・修道によって〔見修惑を断じ〕、〔見修〕所断の煩惱が再び生ずることがないように、所依が変ぜられたからである。それゆえ、恰も〔火に〕焼かれた穀子のように、〔ある者の〕所依は煩惱の種子でなくなった時に、或いは世間道によって〔煩惱の〕種子が損害された時にも、「煩惱已断者」と言われる。〔それと〕相反して、煩惱未断者〔と言われる〕。もし〔煩惱が〕未断であるならば、〔彼は〕それ（煩惱の種子）が成就している者であり、もし〔煩惱が〕已断であるならば、〔彼は〕それ（煩惱の種子）が成就していない者である、と仮立される (AKBh, 63₁₈₋₂₁)。

世親によれば、聖者・異生の区別は所依の違いであり、すなわち煩惱の種子の有無によるのである。所依が変ぜられたとは、恰も火に焼かれた穀子のように、種子が損害され、芽を出すことがないことである。簡単に言えば、煩惱の種子がなければ煩惱已断と言われ、聖者となるのである。

ここには二つの問題が関わっている。まず断惑の問題である。世親は煩惱の種子が損害されれば断惑であると主張している。しかし有部にとって「離繫は必ず断惑であり、断惑は必ずしも離繫ではない」(AKBh, 307₁₈₋₁₉)。つまり煩惱の繫縛を断じるだけではなく、能縁・所縁煩惱の繫縛を離れることこそが断惑である。

有部の宗旨では諸法は三世実有である。したがって、煩惱と有情との繋がりである得法を断じることができるとは言え、煩惱を永遠に消滅することはない。それが衆賢が得の不失法因を提出する主な理由であると筆者は考えている。『順正理論』に「令所得數容更起，成不失因，説名為得」(T29, 499c5-6)と説かれている。

得は有情と法との帰属・離繋関係を成立させる法体である。不失法因はその所属関係の相続性という得の働きを示しているのである。

次に、第二の問題も断惑論に関わる。経部の主張によれば、世俗道は煩惱を伏せるだけで、煩惱を断じることができない。換言すれば、もし因縁が俱足した場合、また現行（芽が出る）してしまう。もし煩惱の種子が損害されたならば、再生する可能性はないはずであり、その後煩惱の芽が再生してしまうのならば、種子が損害されたとは言えないし、煩惱を断じたとは言えないのである（T29, 398b3-9）。それゆえ、衆賢は次のように説いている。「経主の種子説は、自説の理に合わない。得とは既に得ている法を失わせない原因（不失法因）であり、また法が有情に所属しているという識別標記（智標幟）である」（T29, 398b20-24）。この二つの機能によって得の実有性を証明することができる。

5.2. 認識と存在 得と断惑について、加藤氏は、得が存在しないならば、聖者・異生の煩惱の已断・未断を知る標幟がなくなり、聖者と異生とを建立することができなくなると説いていることからしても、建立因は智標幟に含まれると言える、と指摘している（加藤前掲論文、註5）。

筆者は、衆賢の智標幟或いは不失法因のいずれも、伝統の建立因説を離れていないと思う。なぜならば、得は有情と法との帰属関係を成立させる法体である。建立因説は、聖者・異生の差別（「認識」）を立てると共に、得法自体の存在（「存在」）を表明し、得の実有性を証明するからである。

世親の論難に対して、衆賢の不失法因（既に得た法を相続し失わない）の提出は、明らかに有部の得法の成立の由来を説明したものである。なぜならば、得は恒に有情法と俱生するからである。そして、智標幟（彼の能得法に此の所得法が所属している）の提出は、有情と法との帰属・離属関係を知らせるという識別の働きを示すためである。要するに、衆賢は認識面と存在面との働きによって、得の実有性を説明しており、毘婆沙師の主張と違わないのである。

しかしながら、伝統の建立因説は衆賢の二因説とは相違している。存在性において両者とも得の実有性を説明しているが、方式が異なるのである。建立因は認識手段を通して得の存在ということを説明し、不失法因は有部自宗の三世実有説を通して、得は恒に有情法と俱生することを強調しているのである。

そして、認識の作用において、得法の成立は修道論と関わるから、建立因説は伝統の修道論・断惑論に基づいて提出されたもので、つまり有情に聖法を有しているという事実を説明することを目的としている。しかし、後期の心不相応行の

得法の働きは修道論を越え、有情と有情法との関係に広がり、有情が法を有しているということを強調する。すなわちその働きは智標幟の働きである。前者（建立因）は凡聖の建立根拠を優先に考慮し、後者（智標幟）は有情と諸法との相続関係を強調するのである。

最後に、如何にこれら得の作用説を考えるのであろうか。櫻井良彦氏（「不失法因・智標幟としての得」『仏教学研究』58・59, 2003・3）は加藤氏の見解——『入阿毘達磨論』の称説因は『順正理論』の智標識に相当する——に同意し、更に *Abhidharmadīpa* も得の智標幟・称説因を継承しているとする。一体、*Abhidharmadīpa* の作用説と智標幟・称説因との三者は如何なる関係にあるのであろうか。

Dīpakāra による得の定義とは、〔得に基づいて、有情にこの〕法を有するということを建立 (vyavasthiti) させるものである (ADV, 86₉)。vyavasthiti は自然に vyavasthāhetu (建立因) を想起させる。一方、得とは有情が法を成就していることを証明する法体である。このような定義は『入阿毘達磨論』の得の称説因——有情が法を有することを称説する因——と同じであり、また得の智標幟——その（能得法）にこの（所得法）が所属している——の働きと一致している。

以上の関係により、悟入の称説因、Dīpakāra の建立因及び衆賢の智標幟は、有情が法を有する（果）という知的な働きによって得（因）の実有性を説明したのであるから、有部伝統の建立因との相違のないことが明らかになる。つまり不失法因の外にこれら得の諸作用には、認識作用によって得の実在性（存在）を説明するという点が共通することが注意される。認識論は有部の三世実有説を成立させる重要な根拠であり、有情が法を有していることを知る（認識）ためには、「境」が存在していることが必要である。要するに、認識作用に基づいて法の存在自体が説明されるから、それは伝統毘婆沙師の建立因説と一致することが分かる。

6. 結論 紙幅の都合上、結論については本論中の下線部を参照されたい。

〈略号標〉 **AKBh.** *Abhidharmakośabhāṣya of Vasubandhu*, Ed. P. Pradhan, Patna: K. P. Jayaswal Research Institute, 1967. **AKVy.** *Sphuṭārthā Abhidharma Kośavyākhyā*, Ed. U. Wogihara, Tokyo: Sankibo, 1989. **ADV.** *Abhidharmadīpa with Vibhāṣāprabhāvṛtti*, Ed. P. S. Jaini, Patna: K. P. Jayaswal Research Institute, 1977.

〈キーワード〉 得法, 建立因, 不失法因, 智標幟, 称説因, 断惑論
(慈济大学宗教与人文研究所副教授)